

様式第3号（第3条関係）

情報部分公開決定通知書

18幡福第330号

平成18年6月29日

榊原 悟志 様

幡豆町長 渡 辺

靖



平成18年6月15日に請求のあった情報の公開は、次のとおり一部公開することと決定しましたので、幡豆町情報公開条例第9条第2項及び第4項の規定により、通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧			<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付		
情報の件名 又は内容	②平成18年度予算の詳細については、別紙の歳出予算要求書(確定)のとおりです。					
公開日時	日	時	年	月	日	() 午前・午後 時
場 所	場 所					
公開することができない部分	①平成17年4月以降に制定又は改正した、町長による審判の請求手続きを含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。 ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績(件数及び費用)を記した文書。					
情報の一部を公開することができない理由	①未策定のため文書がありません。 ③当該事業を実施していないため文書がありません。					
公開できるようになる時期	<input type="checkbox"/> 年 月 日 () 以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。					
1 お越しの際は、この通知書をご持参ください。 2 指定された日時が都合の悪い場合、その他不明な点がある場合には、下記にご連絡ください。						
担当課名	福 祉 課		電話番号 (内線)	(0563) 63-0115 (608)		

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議申立てをすることができます。